

申請における注意点！

以下に、申請時に事業者様が間違いやすい点をピックアップしております。定期申請を行う際に、参考にしてください。

提出書類等関係

履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）、消費税及び地方消費税納税証明書、法人事業税・個人事業税納税証明書、身分証明書、建設業退職金共済制度（いわゆる建退共）加入証明書、建設業労働災害防止協会（いわゆる建災防）加入証明書、横浜保護観察所発行の証明書は必ず原本を送って下さい！コピーでは受け付けられません！

法人事業税・個人事業税の納税証明書は、各都道府県の機関である「都税事務所」「県税事務所」「府税事務所」などで発行されます！国の機関である「税務署」では発行されません！なお、法人事業税の納税証明書と法人税の納税証明書は全く異なりますのでご注意ください！法人税の納税証明書は不要です！

重要！！

役員名簿の提出は、エクセルファイルで作成していただいた名簿を、インターネット上でシステムにアップするものです！印刷して提出する必要はありません！また、県指定の様式に入力していただく必要があります！下記のURLにおいて、様式のダウンロードと記入後のアップロードをすることが可能です（様式はページの一番下にあります）。ご不明な点は、0120-22-0642 までお問合せください（受付時間：平日9時～17時）。

役員名簿をアップロードするURL

<http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/procInfo.do?govCode=14000&acs=nyusatsu01>

入力関係

法人の皆さんは、必ず法人番号を入力してください！法人番号は、国税庁から郵送された法人番号指定通知書に記載されている13桁の数字です！なお、個人事業主の方は絶対に個人のマイナンバーを入力しないでください！個人事業主の方は、法人番号の入力は不要です！

組織称号のフリガナは不要です。つまり、「(株)県庁商事」であればフリガナは「ケンチョウショウジ」だけで結構です！「カブシキガイシャ」は不要です！

住所の番地などは数字で入力してください！つまり、「横浜市中区 町一丁目一番地一号」では無く、「横浜市中区 町1 - 1 - 1」と記入してください！なお、数字やハイフンは全て全角で入力してください！

申請者メールアドレスは必ず入力してください！認定通知やお知らせのメールが届かないことがあります！

消費税込みで損益計算書を作られている方は、必ず税抜きの金額を入力してください！

その他

・認定番号ごとの申請日の指定について

資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることを避けるため、できるだけ、下記の認定番号ごとに指定された期間内に申請データの送信作業を行ってください。

資格申請システムへのログインの際には、本ID（認定番号）とパスワードが必要となります。

本IDと初期パスワードは、初めて本システムから競争入札参加資格認定申請を行い、資格を認定された際の「競争入札参加資格認定通知書」に記載してあります。手続開始前に必ず確認してください。

申請期間の一覧表

10月 1日～10月 5日	100001 ~ 103700
10月 9日～10月15日	103701 ~ 107700
10月16日～10月22日	107701 ~ 111400
10月23日～10月29日	111401 ~ 116900
10月30日～11月 5日	116901 ~ 123500
11月 6日～11月12日	123501以降

表に示す申請期間中に作業を行えない場合は、申請期限までのご都合のよい時に作業を行ってください。

申請期限の間際になると、資格申請システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることがあるので、ご協力をお願いします。